

○鈴鹿市消防団協力事業所表示制度実施要綱

平成 19 年3月 27 日消防本部告示第2号

**改正**

平成 20 年3月 10 日消防本部告示第1号

平成 23 年3月 15 日消防本部告示第1号

鈴鹿市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、鈴鹿市消防団に積極的に協力している事業所又はその他の団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 市長が消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等(以下「協力事業所」という。)をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 協力事業所に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証(以下「表示証」という。)をいう。
- (4) 機能別消防分団 消防庁通知(平成 17 年1月 26 日付け、消防消第 18 号)に基づき、特定の活動・役割及び大規模災害等に参加する分団をいう。
- (5) 消防団長等 消防団長、自治会長等の消防活動を支援する者をいう。

(協力事業所の認定に係る申請又は推薦)

**第3条** 協力事業所としての認定を受けようとする事業所等は、鈴鹿市消防団事業所表示申請書(第1号様式)に必要な書類を添えて市長に申請を行うものとする。

2 消防団長等は、協力事業所としての認定を受けようとする事業所等について市長に推薦することができる。

(認定基準)

**第4条** 協力事業所の認定を受けることができる事業所等は、消防関係法令に違反していない事業所等で、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合しているものとする。

- (1) 従業員が消防団員として、複数入団している事業所等
- (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- (3) 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等
- (4) 従業員による機能別消防分団等を設置している事業所等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に認める事業所等

(審査)

**第5条** 市長は、第3条の規定による申請又は推薦を受け付けたときは、速やかに前条の基準に適合するか審査を行うものとする。

(表示証の交付)

**第6条** 市長は、審査の結果、協力事業所として適当と認めるときは、事業所等に表示証(第2号様式)を交付するものとする。

2 協力事業所の所在地が他の市町にある場合は、協議の上、他の市町の長と連名で、表示証を交付することができるものとする。

(表示証の表示)

**第7条** 協力事業所は、表示証を交付した市町等名、交付された年月等を付して、表示証を表示することができる。

2 協力事業所の所在地が他の市町にある場合は、前項の表示の他に、当該協力事業所が所在する市町等の名称も併せて付すことができる。

3 表示証は、次に掲げる場所等に表示するものとする。

(1) 表示証を交付された事業所等の見やすい場所

(2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行う映像その他の広告

4 表示できる表示証の様式については、前条に掲げる第2号様式のほか、第2号様式の寸法を同率に拡大又は縮小したものとする。

(表示証整理簿の備付け)

**第8条** 表示証の交付に際して、市長は鈴鹿市消防団協力事業所表示証交付整理簿(第3号様式)を備え付け、表示証の交付に関する事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示有効期間)

**第9条** 表示の有効期間は、原則として、認定の日から2年又は第10条の規定の取消しの日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証(以下「総務省消防庁表示証」という。)の交付を受けた場合は、表示の有効期間は、総務省消防庁消防団協力事業所の総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。

2 表示証の表示効力が失効した事業所等については、第7条に規定する表示を行うことができない。

3 市長は、認定の日から2年を経過する前に協力事項の現状及び表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。

(認定の取消し)

**第 10 条** 市長は、協力事業所が事業を廃止又は休止したとき、第3条に規定する基準を満たさないこととなったとき、偽りその他の不正な手段により表示証の認定を受けたとき、又はその他協力事業所としての表示が適当でないと認めるときは、認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、相手方に対し、当該認定の取消しの理由を文書で通知するものとする。

2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに表示証を市長へ返却しなければならない。

(協力事業所の公表)

**第 11 条** 市長は、協力事業所の名称、鈴鹿市消防団への協力内容その他の事項について、広報誌等により公表するものとする。

(協力事業所の表彰)

**第 12 条** 市長は、協力事業所の協力内容等が認められるときは、当該協力事業所を鈴鹿市表彰規則(平成 14 年鈴鹿市規則第 29 号)に基づき表彰することができる。

(処務)

**第 13 条** この要綱に関する事務は、消防総務課において所掌する。

(委任)

**第 14 条** この要綱の定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

#### **附 則**

この要綱は、平成 19 年4月1日から施行する。

**附 則**(平成 20 年3月 10 日消防本部告示第1号)

この告示は、平成 20 年4月1日から施行する。

**附 則**(平成 23 年3月 15 日消防本部告示第1号)

この告示は、令達の日から施行する。

鈴鹿市消防団事業所表示申請書

年 月 日

(宛先)

協力事業所所在地 \_\_\_\_\_

協力事業所名称 \_\_\_\_\_

代 表 者 \_\_\_\_\_ 印

担 当 者 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

鈴鹿市消防団協力事業所表示制度実施要綱第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 申請区分（該当する区分にレ点を記入してください。）
  - 新規（はじめて消防団協力事業所の表示を受ける場合）
  - 追加（既に消防団協力事業所の表示を受けており、その有効期間内に追加して他市町村の表示を受ける場合）
  - 再申請（消防団協力事業所の表示有効期間の満了に伴い、再度表示を希望する場合）

- 協力内容（該当する項目に○印を付けてください。）

項目番号	○印	取組内容
1		従業員等が消防団員として、複数入団している。
2		従業員の消防団活動への配慮に積極的に取り組んでいる。
3		災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている。
4		事業所等に機能別分団等を設置している。
5		その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している。

### 3 従業員の消防団（分団）所属状況

従業員名	所属消防団（分団）名	市町名

### 4 添付資料

- (1) 会社案内・パンフレット等
- (2) 上記項目の協力内容が具体的に分かる書類
- (3) 再申請の場合は、前回表示証写
- (4) 前3号に掲げるもののほか、審査に必要な資料

鈴鹿市 記入欄	<input type="checkbox"/> 申請	<b>【特記事項】</b>  表示年月日            年    月    日
	<input type="checkbox"/> 推薦	



【備考】

- 1 数字の単位は、ミリメートルとする。 3 材質はプラスチック等、厚みは6mm以上とする。  
 2 色は、次の表のとおりとする。

		色 (CMYK 値による色指定)
①	地色 (中央部)	青 (C : 68%, M : 5%, Y : 0%, K : 0%)
②	地色 (上下部)	青 (C : 85%, M : 40%, Y : 25%, K : 12%)
③	表示マーク (面)	赤 (C : 0%, M : 95%, Y : 90%, K : 0%)
④	文字, 枠線	銀